

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年 6月15日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：27件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	主発電機自動電圧調整装置室空調機（A）に故障警報が発生し、当該空調機（A）が停止したため、当該空調機を点検・修理	D	
2	1号機	サービス建屋換気空調系給気ファンのフィルタ交換作業において、フィルタ取付用金網の一部に破損、変形が認められたため、当該金網を交換	D	
3	1号機	変圧器防災設備用水噴霧用共通配管にピンホールによる水のリーク（1箇所）が認められたため、当該部を修理	C	
4	1号機	廃棄物処理系廃液中和用苛性ソーダタンクの出口配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
5	2号機	主復水器鉄イオン注入装置の鉄イオン供給流量調整弁（B）点検において、弁座に腐食が認められたため、当該弁を交換	D	
6	2号機	可燃性ガス濃度制御系ブロワ（B）点検における出口配管の復旧作業において、取付ボルト（1本）が破断したため、当該ボルトを交換	D	
7	2号機	残留熱除去系熱交換器（B）出口圧カスイッチの点検において、当該スイッチの蓋パッキンに破損が認められたため、当該計器を交換	D	
8	2号機	非常用ディーゼル発電機（B）排気ガス温度過給機（左側）出口温度検出器の点検において、絶縁抵抗値の管理値外れが認められたため、当該温度検出器を交換	D	
9	2号機	原子炉格納容器圧力抑制室真空破壊弁の点検において、当該弁（2台）の駆動部にエアリークが認められたため、当該弁駆動部を点検・修理	D	
10	2号機	非常用非常用ディーゼル発電機（B）速度検出器（予備側）の点検において、絶縁抵抗値の管理値外れが認められたため、当該速度検出器を修理	D	
11	3号機	原子炉補機冷却系原子炉建屋機器ドレンサンプ（A）冷却器の出口元弁の操作ハンドル押さえナットに脱落が認められたため、当該ナットを取付	D	
12	3号機	計算機室空調機冷水ポンプのドレン配管に詰まりが認められたため、当該配管及びドレン弁を点検・清掃	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
13	3号機	廃棄物処理系原子炉冷却材浄化系廃樹脂貯蔵タンクに「スラッジレベル高」の誤警報が発生し復帰しないため、当該警報レベルスイッチを点検・修理	D	
14	3号機	消火設備のタービン建屋1階消火栓（1台）の元弁に腐食が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
15	3号機	原子炉給水ポンプ出口ヘッダー洗浄水元弁に腐食が認められたため、当該部を点検・修理	D	
16	4号機	原子炉建屋1階原子炉再循環系B系計装ラック内の床面に塗装の剥がれが認められたため、当該床面を再塗装	D	
17	4号機	原子炉隔離時冷却系ポンプ入口圧力計の銘板の紛失が認められたため、当該銘板を取付	D	
18	4号機	計装用空気系空気圧縮機除湿装置に「除湿塔切替不良」警報が発生したため、確認したところ除湿塔切替弁に固着が認められたため、当該切替弁を点検・修理	D	
19	5号機	廃棄物地下貯蔵設備建屋換気空調系排風機（B）出口ダンパに動作不良が認められたため、当該ダンパを点検・修理	D	
20	5号機	所内ボイラ（B）漏油受皿検知器にエラー表示が点灯しているため、当該検知器を点検・修理	D	
21	6号機	火災報知器（タービン建屋2階給気ファン北側室）に誤作動が認められたため、当該報知器を点検・修理	D	
22	6号機	原子炉起動において、制御棒（30-31）の1ノッチ引抜操作を行ったところ、2ノッチ引抜けてしまう事象が認められたため、当該制御棒駆動機構を調整	C	
23	6号機	原子炉起動において、制御棒（58-27）の1ノッチ引抜操作を行ったところ、2ノッチ引抜けてしまう事象が認められたため、当該制御棒駆動機構を調整	C	
24	6号機	取水口監視用モニタ装置カメラに動作不良及び、カメラカバー内に汚れが認められたため、当該カメラを点検・修理	D	
25	集中環境施設	プロセス主建屋天井クレーン点検において、走行用リミットスイッチ及び横行用リミットスイッチ（各1台）に破損が認められたため、当該スイッチを交換	D	
26	集中環境施設	焼却工作建屋換気空調系排風機（B）用点検用チェーンブロックが使用中に異音が認められたため、当該チェーンブロックを交換	D	
27	集中環境施設	機器ドレン系補助ろ過器逆洗弁に自動動作不良が認められたため、当該弁を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで